

## 補完貸付制度における貸付先の承認基準

下記の(1)から(4)までを満たしていること。

- (1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）であること。
- (2) 希望先が貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること。
- (3) 申出の直前決算期末（中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の自己資本比率等が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たしていること、または、申出の直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
  - (a) 金融機関にあっては、国際統一基準適用先については連結および単体自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上<sup>(注)</sup>、Tier1比率6%以上<sup>(注)</sup>および総自己資本比率8%以上、国内基準適用先については同4%以上、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先（但し、外国銀行を除く）については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。
  - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、(a)に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等Tier1比率4.5%以上<sup>(注)</sup>、Tier1比率6%以上<sup>(注)</sup>および総自己資本比率8%以上、国内基準適用先については4%以上であること。
  - (c) 外国銀行にあっては、その母国において「バーゼルIII：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上<sup>(注)</sup>、Tier1比率6%以上<sup>(注)</sup>および総自己資本比率8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）

会)に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率4.5%以上<sup>(注)</sup>、Tier1 比率6%以上<sup>(注)</sup>および総自己資本比率8%以上であること。

- (d) 金融商品取引業者にあっては、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき算定する自己資本規制比率（外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）の場合には、同項および同法第49条の2第3項に基づき算定する自己資本規制比率とする。）が200%以上（但し、外国金融商品取引業者で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上とする。）であること。
  - (e) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者（金融商品取引法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）である場合は、(d)に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）に基づき算定された連結自己資本規制比率が200%以上であること。
  - (f) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第57条の12に規定する親会社をいう。以下同じ。）である場合は、(d)および(e)に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号。以下「川上連結告示」という。）第2条および第3条に基づき算定された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率4.5%以上<sup>(注)</sup>、Tier1 比率6%以上<sup>(注)</sup>および総自己資本規制比率8%以上であること、かつ流動性リスク管理が適切と認められること。
  - (g) 川上連結告示第4条に基づき算定された連結自己資本規制比率が200%以上であるときは、(f)の要件を満たすものとみなす。
  - (h) 証券金融会社および短資業者にあっては、自己資本比率が200%以上（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出する。）であること。
- (4) 申出直前の決算期末以降の経営の状況その他考查等から得られた情報に照らし、自己資本比率が実質的に上記(3)に定める自己資本比率を下回るとみられるまたは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないとみられる等信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

(注) 2013年3月31日から起算して2年を経過するまでの間については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

2013年3月31日から2014年3月30日 までの期間	4.5	3.5
	6	4.5
2014年3月31日から2015年3月30日 までの期間	4.5	4
	6	5.5